

作業手順書の確認

作業手順書の目的は正しい作業の設計・統制・知恵の財産化です。品質、生産性、納期を満たす正しい作業を定義するために作業手順書を作ります。

作業者を指導し、管理するためにも管理の基となる正しい作業を作業手順書に提示する。

○作業手順書からRA手順書（**1.前提条件の明確化、2.リスクの特定、3.リスクの見積もり、4.リスクの優先度を設定、5.リスク対策の検討、6.リスク対策の実施により**）に書き加える。

1) リスクアセスメントを取り込んだ作業手順書が作成できたら

a. もう一度元請の工事計画と付き合わせる

作業手順書は、元請に提出する前に、元請の工事計画との整合性がとれているかももう一度確認することが大切です。元請が足場や揚重計画を見直していることがありますので、注意が必要です。元請の工事計画が変更されていれば、作成した作業手順書も見直しが必要です。**工事現場の実状に合った作業手順書**でないと使い物にはなりません。

b. 作業員に周知する

作業手順書は、作業員に教え、そして守らせなければ意味をなしません。作業の進展に応じて、作業手順書の重要な部分を作業員に周知しておかなければなりません。周知の時期としては、「作業開始前」又は「送り出し教育」で行うのが良いでしょう。また、作業員に周知するときは、

「どんな危険性又は有害性があるか(特定)」

「どの危険性又は有害性をもっとも危ないのか」

「そのために、どうしなければいけないのか(対策)」

という順序で説明すると、理解を得られやすいものです。

2) リスクアセスメントを取り込んだ作業手順書活用中に留意すべきこと

- ① 作業中に災害、事故やヒヤリ・ハットなどが生じた場合は、原因となった危険性又は有害性を見極めて作業手順書を手直しする。
- ② 手戻りや不具合が生じたときは、何か原因がよく調べて、再発防止のため**作業手順書を手直し**する。
- ③ 貸与されている機械の機種が変わるなど、作業条件や環境が変更した場合は、**作業手順書を手直し**する。

3) まとめ

建設業は、その特性から工事現場において潜在的危険性が多く内在しており、これらを明らかにして、実施すべき事項を決定します。この頃では災害が発生すると手順書が守られているかが重要となっています。リスクアセスメントを導入することにより、現場に潜在する「危険性又は有害性」について「可能性」と「重大性」を評価して「優先度」に応じてこれを除去・低減する対策に重点的に取り組むことが容易になり、安全衛生活動のさらなる向上が期待できます。

KY活動について

危険予知活動の略称で、労働災害やトラブルを未然に防ぐために、事業者や従業員が協力して実施する活動です。今回は『これからのKY活動について』です。

『これからのKY活動について』

竹中工務店より

工事・作業毎に**リスクの特定と対策**を検討し、その内容を専門工事会社が作成する【RA安全作業手順書】に反映させ、日々の【RAKYシート】で当日の作業のリスクに対して具体的な対策の検討を行って**関係作業員に周知徹底**し、作業員一人ひとりが【現地RAKY】を実施し**危険源を特定して自ら低減対策を図る**



『作業員一人ひとりが現地現物で行うリスクアセスメントKY活動の実施』

①**現地にある危険源（オモ・タカ・エイ・カイ・ダン）を特定し**、②**危険状況が発生する場合は**
③**危険事象が発生する場合は③危険事象が発生するシナリオを想定して④自らリスク低減措置を**
検討する。リスクアセスメントプロセスを組み入れた新たな「RAKY活動」を実施



『声掛けの例』

- ・落ちるなよ！
- ・手元暗いよ！
- ・足場板は二枚重ねだよ！
- ・電線近いよ！
- ・水分補給して！
- ・安全ブロック使って！
- ・一人じゃ無理だよ！
- ・資材が倒れそうだよ！

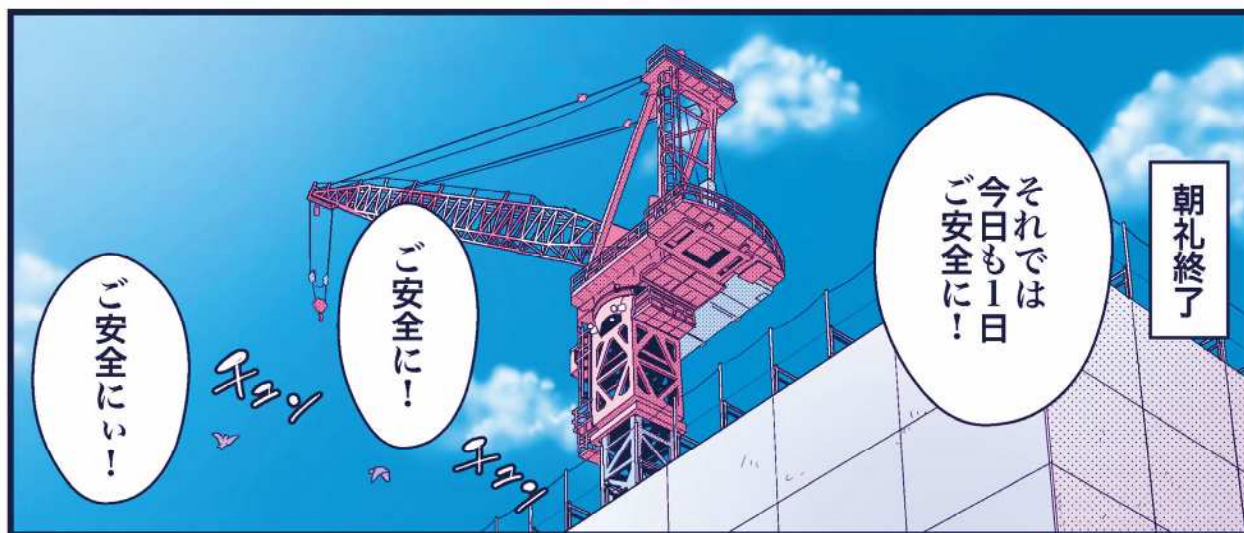
『作業中の声掛け』

作業中は**自分**だけでなく**仲間**への**危険を予知**して**積極的に声掛け**していくことで労働災害を未然に防ぐ狙いがあります。**作業中**に自分自身では気がつかない**ヒューマンエラー**があったとしても、**互いに声をかけて注意**ができます。そしてたとえ他社の社員でも同じ職場で働く仲間であるという考えで声掛けによる助け合いを推奨しています。

一人ひとりが現地現物で行う RAKY活動

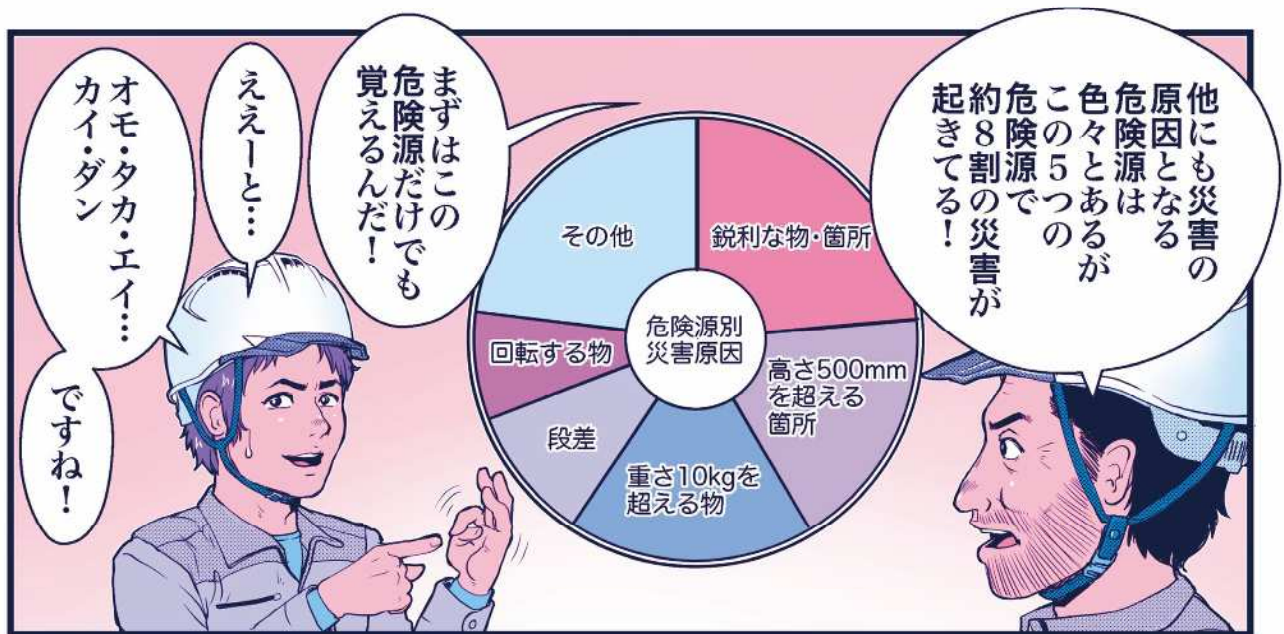
『危険源』 ある？ない？どっち？





※ RAKY活動 = リスクアセスメント危険予知活動





じゃあタケオがこの「重さ」という危険源のある作業台を運ぶ事で考えられる災害のシナリオはどんなだ？

ん〜

不用意に持ち上げてぎっくり腰になるとか？

そうだが、若くても持ち上げ方が悪かったらぎっくり腰になるよな

それじゃあ悪い持ち上げ方ってどんなだ？

腰を曲げて上半身を前傾させた状態から背筋を使って持ち上げるやり方ですね

前に一度酷い目にあってるんで…

そうだったな！

それならどうやって持ち上げる？

まずは上半身を立たせまゝ腰を落として…

スクワットの形でひざを伸ばして…

ヨイショつと！

持ち上げる！

よし！分かってんじやねーか！

じゃあ持っていくか！

はいっ！





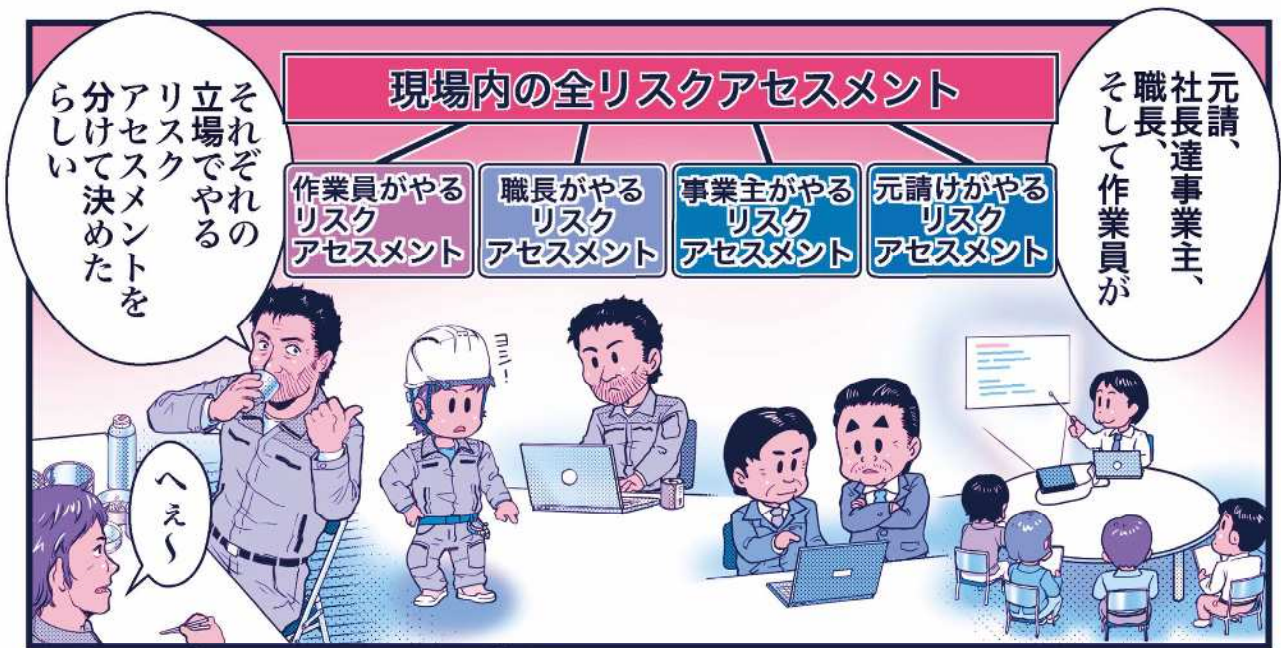






※竹中工務店を「お店」と呼んでいる。





想いをかたちに 未来へつなぐ



令和 6 年度

建設業年末年始労働災害防止強調期間実施要領

スローガン

無事故の歳末
明るい正月

- 本期間：令和 6 年 12 月 1 日
～令和 7 年 1 月 15 日
- 主 唱：建設業労働災害防止協会
- 後 援：厚生労働省、国土交通省

会長メッセージ

令和 6 年度の建設業年末年始労働災害防止強調期間を迎えるにあたり、ご挨拶申し上げます。

当協会では、年末年始の労働災害の防止を目的に、本年度も 12 月 1 日から 1 月 15 日までを「建設業年末年始労働災害防止強調期間」と定め、会員各位が取り組むべき事項を盛り込んだ本実施要領を作成いたしました。

建設業における労働災害は、会員各位をはじめとする関係者の熱意と日々の自主的な労働災害防止活動により、その発生件数は長期的に減少傾向にあり、10 月の速報値では、建設業における死亡者数は 164 人で前年より 12 人増、休業 4 日以上之死傷者数は 9,176 人で前年より 367 人減となっております。また、建設業の労働災害で最も多い墜落・転落災害の死亡者数は 57 人と前年より 1 人増となっており、依然として死亡災害の約 35% を占めています。

例年 12 月は労働災害の多発する時期であり、特に年末年始は、長期の休業前の慌ただしい中での作業や休業後に生活リズムが戻らない中で作業が行われることがあるなど、労働災害の発生リスクが高まることが懸念されます。

このような状況を踏まえ、今一度、自社の労働災害防止活動の取組みの再確認をお願いするとともに、その一環として、昨年策定した第 9 次建設業労働災害防止 5 か年計画の重点事項を踏まえ、店社及び現場でのリスクアセスメントの確実な実施とその結果に基づくリスク低減措置の実施、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」（コスモス）の積極的な導入・運用を図るとともに、建災防方式「健康 KY と無記名ストレスチェック」の実施及び建災防方式「新ヒヤリハット報告」を活用した労働災害防止対策の推進などについても併せて取組みを進めていただきたいと思います。

会員各位をはじめ関係者が一丸となって本実施要領に示された事項に取り組んでいただき、「無事故の歳末 明るい正月」のスローガンの下、無事故・無災害で“憧れの建設業”の新しい年を迎えられますよう、心より祈念申し上げます。

令和 6 年 11 月

建設業労働災害防止協会
会長 今 井 雅 則



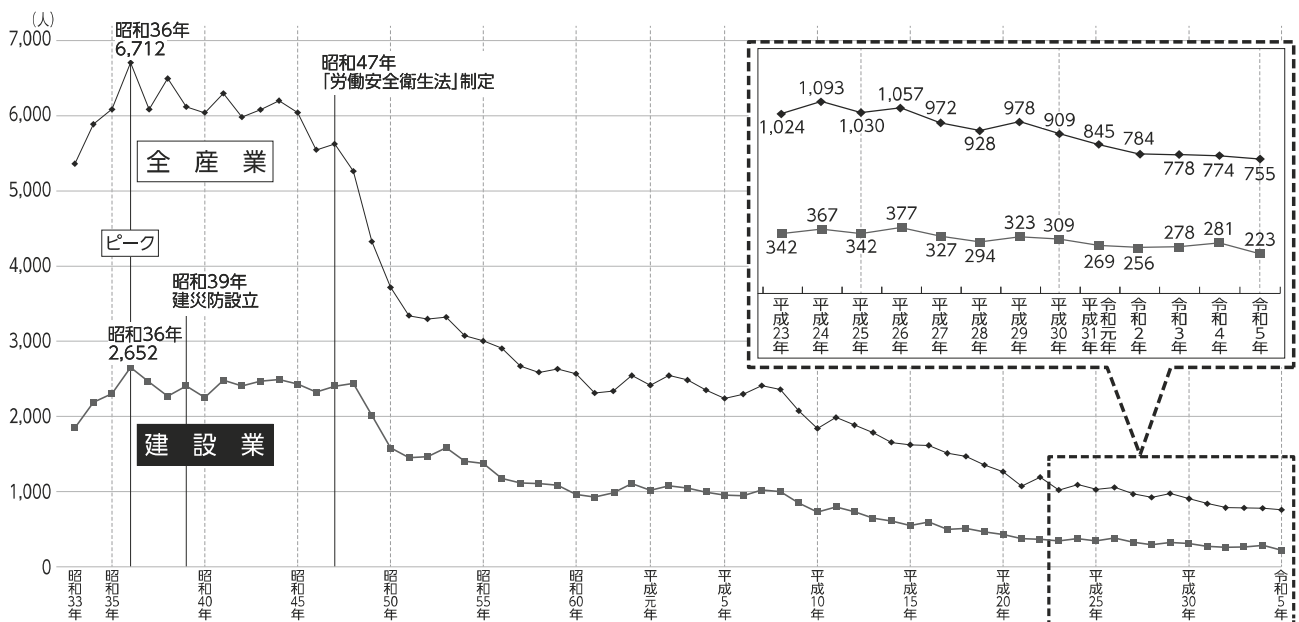
No. 1 丘みどり
コード No. 760301

資料 1

建設業における労働災害の発生状況 (令和5年・確定値)

※割合(%)の合計は端数処理上100%にならない場合があります。

死亡者数の推移 (昭和33年～令和6年)



注：平成23年は、東日本大震災を直接の原因とする死亡災害を除く。

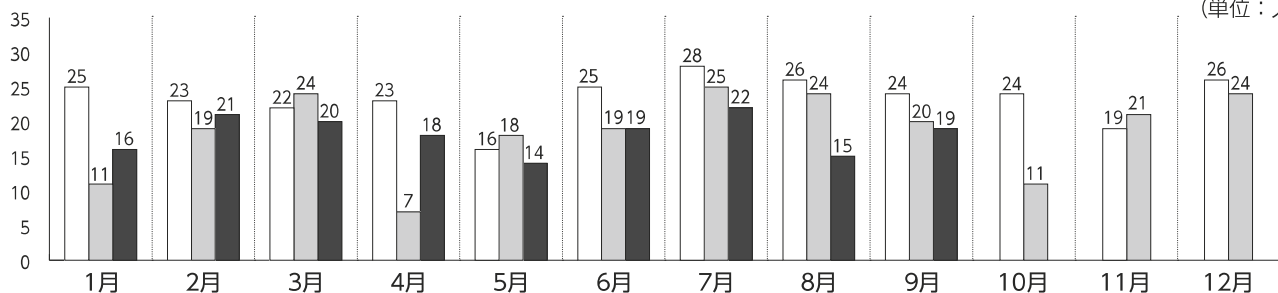
建設業における月別死亡災害発生状況 (令和4年～令和6年)

4年

5年

6年

(単位：人)



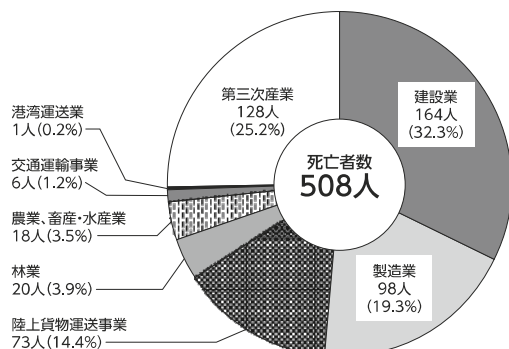
※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。
※令和4年～令和5年は確定値、令和6年1月～9月は速報値。

資料 2

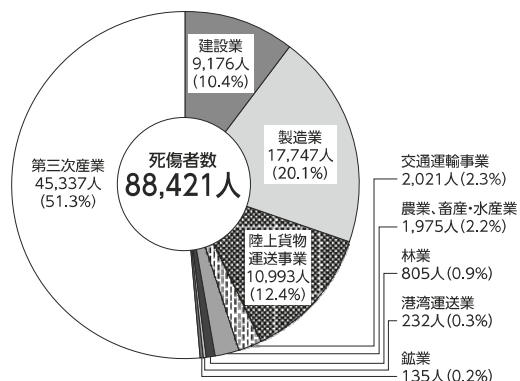
令和6年の労働災害発生状況

1 全産業における労働災害発生状況 (1月～9月・速報値)

死亡災害発生状況

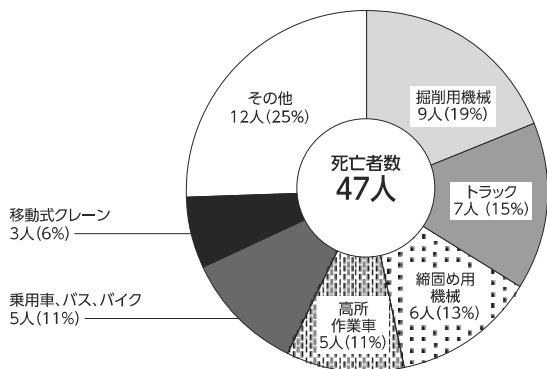


休業4日以上死傷災害発生状況

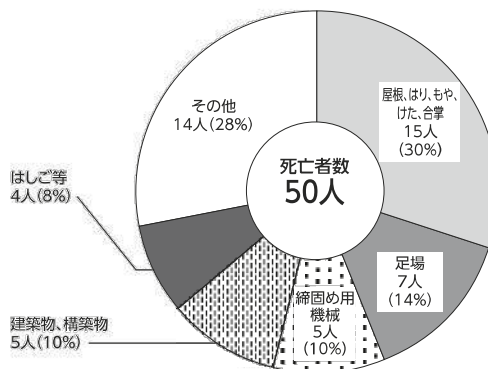


2 建設業における労働災害発生状況（1月～8月・速報値）

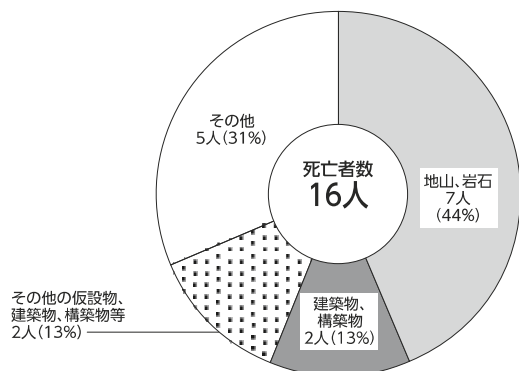
建設機械・クレーン等災害



墜落・転落災害



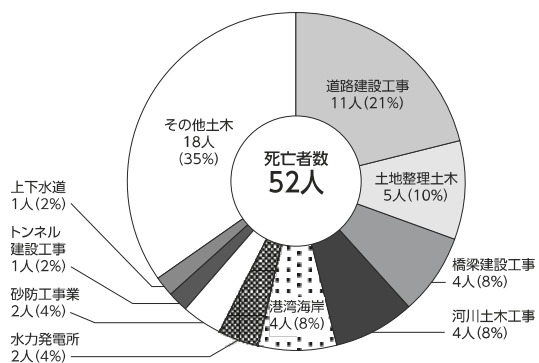
倒壊・崩壊災害



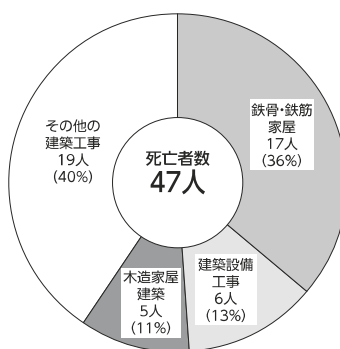
※「1 三大災害発生状況」の「墜落・転落災害」と「倒壊・崩壊災害」の件数は事故の型別の分類ですが、「建設機械・クレーン等災害」の件数は起因物による分類です。
そのため、「建設機械・クレーン等災害」の件数には、「墜落・転落災害」と「倒壊・崩壊災害」の件数が重複計上されています。

各工事の種類別発生状況

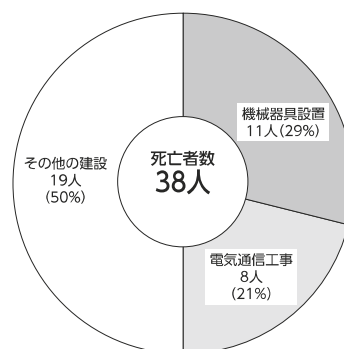
<土木工事>



<建築工事>



<設備工事>



I 趣 旨

年末年始は長期の休業前の慌ただしい中での作業や、休業後に生活リズムが戻らない中で作業が行われることがあるなど、労働災害防止に特別の配慮が必要である。当協会は、会員各位とともに年末年始の労働災害を防止することを目的に、本年度も12月1日から1月15日までの間を「建設業年末年始労働災害防止強調期間」として、

「無事故の歳末 明るい正月」

のスローガンの下に展開する。経営トップ、店社及び建設現場の管理者等の関係者は緊密な連携を図り、安全衛生水準の一層の向上を目指し、安全衛生活動の強化を図るものとする。

II 会員が実施する事項

会員は、本強調期間の趣旨・目的を踏まえ、次の事項を参考として、企業の実態に即した実施計画を作成し、積極的に安全衛生活動を実施する。また、労働災害防止を実効あるものとするため、リスクアセスメントの結果に基づき定めたリスク低減措置を確実に実施する。安全衛生活動の実施にあたっては、「建設業労働災害防止規程」、「第9次建設業労働災害防止5か年計画」及び「令和6年度建設業労働災害防止対策実施事項」に定める「建設現場における主要災害防止の具体的対策」等も活用する。

5 交通労働災害の防止

- ☐ (1) 適正な労働時間管理、長時間運転の禁止、交通ハザードマップ等を活用した最適な運行計画の作成等による運行管理の実施
- ☐ (2) 疲労、疾病、睡眠不足、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ☐ (3) 運転前後の運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認と結果の記録と保存
- ☐ (4) 運行管理者・安全運転管理者の確実な選任と職務の遂行
- ☐ (5) 運転中のカーナビや携帯電話の操作等ながら運転の厳禁
- ☐ (6) 睡眠時間の確保の重要性などについての交通安全教育の実施
- ☐ (7) 冬用タイヤへの早めの履替え等、路面の凍結等によるスリップ事故の防止



交通情報の共有

交通事故防止

～ヒューマンエラーの防止～

【ルール9】交通事故を起こさないための五箇条

【安全ルール】

車を運転する前に、「**交通事故を起こさないための五箇条**」を確認して、**交通事故防止の徹底を図る**

交通事故を起こさないための五箇条

＜運転する前に必ず読もう！＞

1. 運転は酒気しない。スピードを出さない。
2. わき見運転はしない。
3. 運転中、携帯電話を使用しない。
4. 眠くあったら、車を止めて休憩する。
5. 老人・子供の飛び出し、自転車に気をつける。

以上を守り、今日も安全運転に努めよう！！

建設業労働災害防止協会

鉄 建

【制定の背景】

松江建設(株) 交通事故で2人死亡
発生日時:平成25年10月15日6:30頃
災害程度:2人死亡、1人軽傷(運転手)
被災者名:型神大工

中野区の青橋街道で、型神大工が運転する軽自動車は、センターラインをはみ出して対向車線のトラックに正面衝突した。
(※居眠り運転と思われる)



センターラインを超えトラックに正面衝突



安全運転のポイント

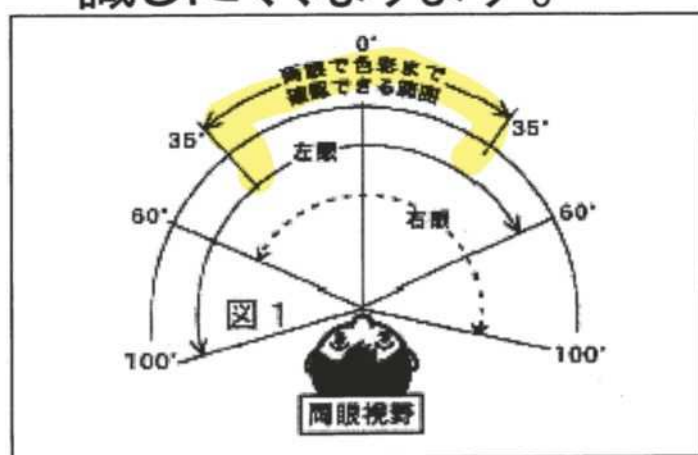
交通事故の原因はほとんどの場合、ヒューマンエラーといわれる人間のミスで起こっています。運転は「認知」「判断」「操作」という手順で成り立っていますが、ミスはこれらいずれの手順においても起こります。今回は、それぞれの手順でどのようなミスが起きているかを見てみます。



「認知ミス」の事故パターン

「正しく見る」ことは難しい

人間の両眼の視野は約200度と言われているますが、色彩まで確認できる範囲は左右35程度で、それ以外の範囲では動かないものは認識しにくくなります。



- 見通しの良い交差点で、同じ角度・速度で接近してくる交差車両と出会い頭衝突(同じ角度・速度だと動いていないように見えるため認識しにくい)
- 交差点を右左折するとき、自車と同じ方向から道路を横断してきた歩行者を見落とし衝突



😊 目を動かすだけでなく、安全確認する方向に顔を向け、より広い範囲を見るようにしましょう。😊

注意力低下で「見れども見えず」状態に陥る

歩行者等に目を向けていても

- ・漫然と運転している
- ・考えごとをしている

ときなどは、注意力が低下して危険が目に入ってこないことがあります。

○仕事や家庭で悩みや心配を抱えていたため、考えごとをしていて前車の減速に気づかず追突

○前車に追従して信号待ちしていたとき、信号が青に変わったので漫然と発進したところ、まだ発進していなかった前車に追突



☺ ハンドルを握ったら運転に集中しよう。☺

「判断ミス」の事故パターン

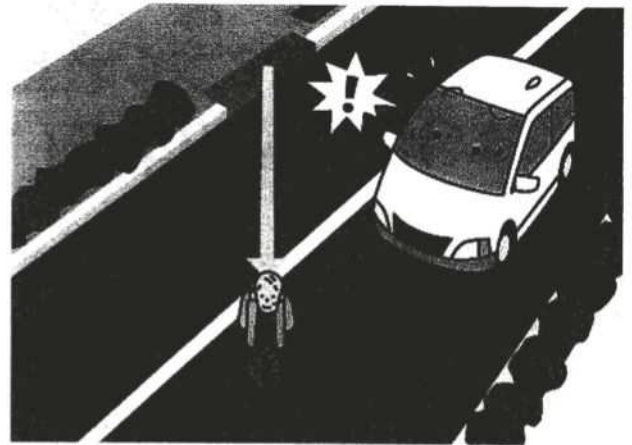
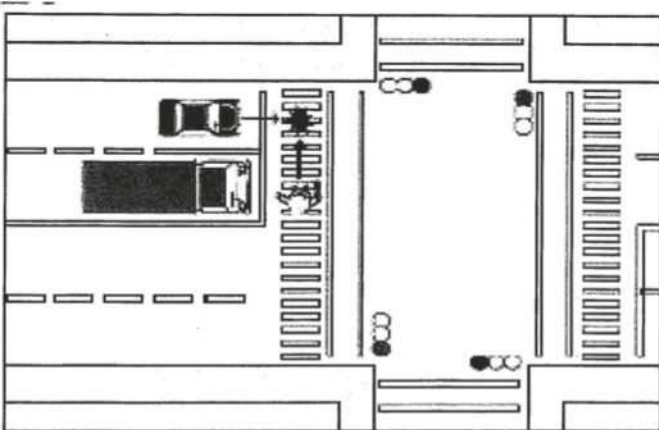
「だろう運転」が誤った判断を招く

事故を起こした運転者が、「まさか飛び出してくると思わなかった」と話すように、自分に都合よく「～だろう」と考えることは、誤った判断の原因となります。



○片側2車線の交差点で、信号が青に変わったので「安全だろう」と思い発進したところ、隣車線のトラックの死角から横断してきた歩行者と衝突

○高齢者が自車を見ていたので、「横断してこないだろう」と思っていたところ、横断を始めたため衝突



「危険予測」運転を徹底しよう。

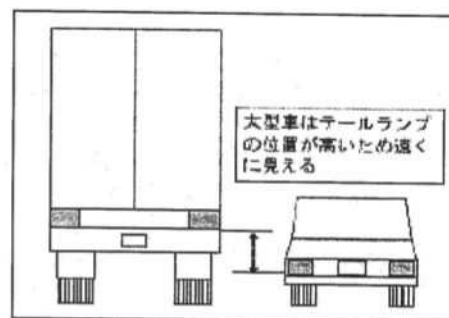


安全に関する知識不足で判断を誤る

相手を認知しても、安全に関する知識が不足していたため、見え方などの判断を誤ることがあります。

○二輪車は実際より遠く見えることを知らず、交差点で対向二輪車より先に右折しようとして衝突

○テールランプが高い大型車は実際より遠くに見えることを知らず、夜間、前方の大型車との車間距離があると思ってスピードを上げたところ追突



安全運転には知識も必要です



「操作ミス」の事故パターン

操作ミスは、スピードオーバーなどによる車両コントロールの不能、運転の未熟、思い込みや慣れによる不正確な操作などが原因で起こります。

- 早いスピードでカーブに侵入し、路外逸脱
- 狭い道で対向車と擦れ違うとき、ハンドルを左に切りすぎて側溝に脱輪
- 前進のつもりが、誤ってシフトレバーをバックに入れてアクセルを踏んだため、後方の歩行者等に衝突



交通安全情報

令和6年11月1日施行



警視庁交通部

自転車を利用する皆さんへ
～運転中の携帯電話等使用等禁止について～



自転車も道路交通法の罰則が適用されます



変更

道路交通法第71条第5号の5

自動車、原動機付自転車又は自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

具体的には

携帯電話等使用等（保持）



携帯電話等（スマートフォンなど）を手に持ち通話のために使用しながら自転車を運転した場合



携帯電話等（スマートフォンなど）の画面に表示された画像を手で保持して注視しながら自転車を運転した場合

罰則：6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金
【道路交通法第118条第1項第4号】

具体的には

携帯電話等使用等（交通の危険）



携帯電話等（スマートフォンなど）を使用又は画像を注視しながら自転車を運転して、事故などの交通の危険を生じさせた場合

罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
【道路交通法第117条の4第1項第2号】

ながらスマホ

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁



交通安全も働く、簡単だけど、効果のある方法が満載！
TOKYO SAFETY ACTION
<https://www.safetyaction.tokyo/>

